

過誤申立書（障害児通所支援）

市町村番号: 12204

船橋市

事業所番号	
事業所名称	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

下記の障害児通所給付費について、過誤を申し立てます。

申立年月日 令和 年 月 日

番号	受給者証番号										フリガナ	サービス提供年月	申立事由				申立事由
											受給者氏名		コード※				
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	

※申立事由コード(上2桁:様式番号、下2桁:申立理由番号)

【様式番号】(上2桁)

41	障害児通所給付費等明細書(様式第四)(H24.4から)
60	障害児相談支援給付費請求書(様式第五)(H24.4から)
70	特例障害児通所給付費等明細書(様式第七)(H24.4から)
71	特例障害児相談支援給付費請求書(様式第八)(H24.4から)

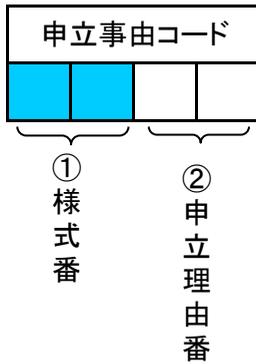
【申立理由番号】(下2桁)

02	請求誤りによる実績取り下げ
11	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
32	提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ
33	上限の誤りによる実績取り下げ
99	その他の事由による実績の取り下げ

船橋市こども家庭部療育支援課 電話 047-436-2342

FAX 047-436-2549

過誤申立書の書き方



過誤申立書事由コードの設定について

4桁のうち、前2桁に様式番号、

後2桁に申立理由番号を組み合わせた設定になります。

①様式番号(明細書の様式番号とは異なりますのでご注意ください。)

様式番号	様式名称	明細書様式番号
41	障害児通所給付費等明細書	様式第四
60	障害児相談支援給付費明細書	様式第五
70	特例障害児通所給付費等明細書	様式第七
71	特例障害児相談支援給付費明細書	様式第八

②申立理由番号

過誤(請求明細書取消)処理の場合

- ・既に確定した請求情報について取下げ処理を行うための申立です。
- ・給付費が調整されます。

申立理由番号	申立内容
02	請求誤りによる実績取下げ ※主に事業所の請求誤りによる実績の取下げ
11	台帳誤り修正による事業所申立の実績取下げ ※台帳過誤の結果、実績の取下げが必要となった場合
32	提供実績記録票誤りによる実績取下げ ※サービス提供実績記録票に誤りが判明した場合
33	上限の誤りによる実績取下げ ※利用者負担上限額管理結果票に誤りが判明した場合
99	その他の事由による実績の取下げ ※市町村の指導による場合など、市町村にて上記申立事由とは区別する必要がある場合

※ 過誤申立書の締切日は、毎月月末(必着)となります(末日が土日及び祝祭日の場合は前日)。